

# 羽曳野市教育振興基本計画

令和7(2025)年3月

羽曳野市教育委員会



## はじめに

今、我が国は、著しい人口減少、気候変動が進んでおり、私達を取り巻く状況は、大きく変わろうとしています。また、世界では国際競争や紛争が激化する中で、予測困難な時代になりつつあります。

子どもたちを取り巻く教育環境においても大きく変化してきました。特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休校や分散登校を期にリモート学習などデジタルを活用した取り組みが急速に始まり、今後もさらに促進されようとしています。

そのような中でも、多くの人との出会いによって芽生える思いやりや優しさ、教育を通じて学び体験することによって生まれる感謝の気持ちや故郷を愛する心を育むため、そして子どもたちが笑顔あふれ希望を持って歩めるよう、学校と家庭・地域が一体となり子どもたちと関わっていくことがより大切だと考えています。

また、本市には世界文化遺産『百舌鳥・古市古墳群』を始め多くの遺産があり、いにしへの歴史を感じていただくことができます。私たちの先祖はこれらを古代から大切に守り続けてきました。私達も未来に向け大切に継承していくことが求められます。

そして、羽曳野市には、いちじく・ぶどう・碓井豌豆・ワイン・油かす・食肉など日本をはじめ世界に誇れる特産物が多くあります。食育を通じてこれらの事も継承していかなくはなりません。

市民の皆さまにはスポーツや芸術の機会により多く触れていただき、一生涯に渡り健康で心豊かに、長寿社会を元気に過ごしていただきたいと考えています。

「羽曳野市教育振興基本計画」は、「豊かな人生を切り拓き、社会の持続可能な発展を支える人づくり」～地域を愛し、地域に愛され、未来にはばたく、子どもの育成～羽曳野に息づく歴史・文化を誇りに、心身ともに健やかに 磨きをかける 学びの実現～を基本理念に、市が志す「羽曳野市教育大綱」の理念、方針を共有し、策定しました。

私たちは、本市の大切な宝である子どもたちをはじめ、羽曳野に暮らすすべての人々が心身ともに健康で輝きを持って生活が出来るよう、学校教育および生涯教育を展開してまいります。

これからも本市のめざす教育について、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

令和7(2025)年3月  
羽曳野市教育長  
村 田 明 彦

# 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって                  | 1  |
| 1. 計画策定の趣旨                      | 1  |
| 2. 計画の位置づけ                      | 1  |
| 3. 計画期間                         | 2  |
| 4. SDGsの推進について                  | 2  |
| 第2章 計画の基本理念と基本方針                | 3  |
| 1. 基本理念                         | 3  |
| 2. 基本方針                         | 3  |
| 3. 施策体系                         | 4  |
| 第3章 施策の展開                       | 5  |
| 基本方針1 生涯にわたる基礎を培う就学前児童の教育・保育の充実 | 5  |
| 基本方針2 子どもの生きる力を育む学校教育の充実        | 7  |
| 基本方針3 子どもの健やかな成長を支える環境づくり       | 16 |
| 基本方針4 子どもを育む学校・家庭・地域の連携         | 23 |
| 基本方針5 市民の生涯にわたる学びの充実            | 28 |
| 第4章 計画の推進                       | 32 |
| 1. 進行管理と公表について                  | 32 |

## 〈参考資料〉

関連データ等

用語解説

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化・技術革新の進展、さらにはコロナ禍等を背景とした新たな課題の発生等、社会経済情勢は急速に変化し、将来の予測が困難な時代となっています。それに伴い、教育が抱える問題もますます複雑化・多様化しています。

国においては、令和5（2023）年6月に「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、「持続可能な社会の創り手」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトに掲げ、教育施策の方向性を示しています。また、大阪府も、令和5（2023）年3月に「第2次大阪府教育振興基本計画」を策定し、「前期事業計画」をスタートさせました。

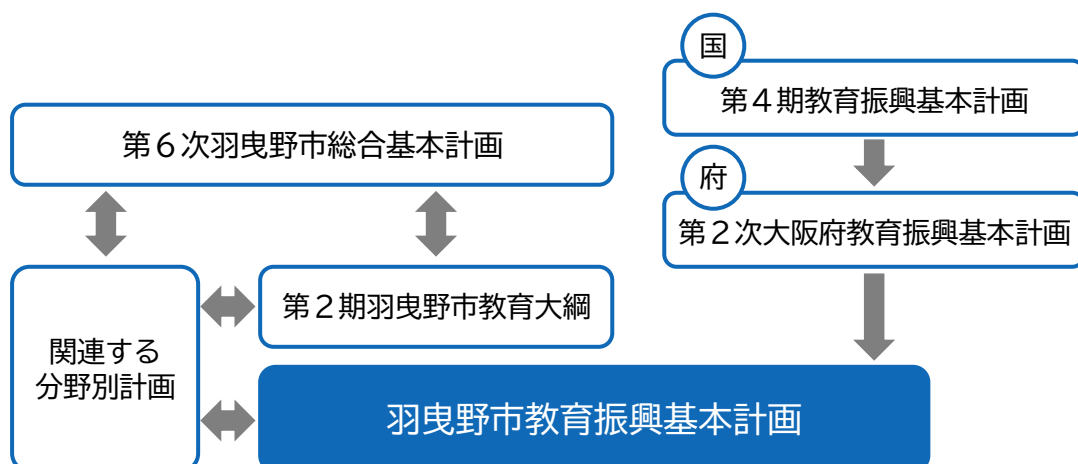
本市においては、平成28（2016）年3月に「第1期羽曳野市教育大綱」、令和4（2022）年3月に「第2期羽曳野市教育大綱」を策定し、「豊かな人生を切り拓き 社会の持続可能な発展を支える人づくり」を基本理念として掲げ、教育行政に取り組んでいます。

この間の本市の取り組みを継承しつつ、国や大阪府の動向をふまえ、また、社会経済情勢の変化に対応し、次代に向けた今後の教育行政を一層推進するため、本計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけ、本市の教育がめざす基本的な方向性や今後取り組む具体的施策を明らかにするものとして策定します。

また、本計画は、市の最上位計画であり、まちづくりを総合的かつ計画的に行うための指針である「第6次羽曳野市総合基本計画」や、教育、学術および文化の振興に関する目標や施策の方針を定めた「第2期羽曳野市教育大綱」をはじめ、関連する分野別計画等との整合を図っています。





### 3 計画期間

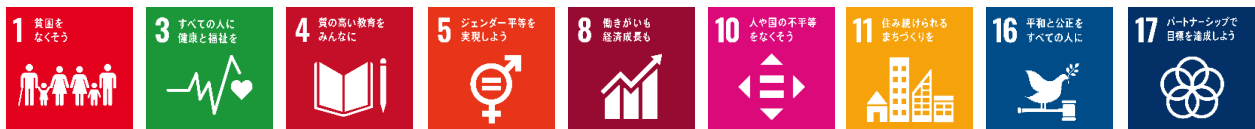
本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの4年間とします。

ただし、国および大阪府の動向や社会経済情勢の変化等により、計画の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

|              | R 6<br>(2024) | R 7<br>(2025) | R 8<br>(2026) | R 9<br>(2027) | R 10<br>(2028) | R 11<br>(2029) | R 12<br>(2030) | R 13<br>(2031) | R 14<br>(2032) |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 教育振興基本計画（国）  | 第4期           |               |               |               | 第5期            |                |                |                |                |
| 教育振興基本計画（府）  | 第2次           |               |               |               |                |                |                |                |                |
|              | 前期事業計画        |               |               |               | 後期事業計画         |                |                |                |                |
| 羽曳野市総合基本計画   | 第6次           | 第7次           |               |               |                |                |                |                |                |
|              | 後期基本計画        | 前期基本計画        |               |               |                | 後期基本計画         |                |                |                |
| 羽曳野市教育大綱     | 第2期           | 第3期           |               |               |                |                |                | 第4期            |                |
| 羽曳野市教育振興基本計画 | [ 4 年間 ]      |               |               |               |                | 第2期            |                |                |                |

### 4 SDGsの推進について

SDGsとは、国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までの国際目標です。本市においてもSDGsに参画できる取り組みを推進することとしており、本計画では、全17の目標のうち、以下の目標に関わる内容を包含しています。



- [目標1] 貧困をなくそう  
[目標4] 質の高い教育をみんなに  
[目標8] 働きがいも経済成長も  
[目標11] 住み続けられるまちづくりを  
[目標17] パートナーシップで目標を達成しよう

[目標3] すべての人に健康と福祉を  
[目標5] ジェンダー平等を実現しよう  
[目標10] 人や国の不平等をなくそう  
[目標16] 平和と公正をすべての人に

## 第2章 計画の基本理念と基本方針

### 1 基本理念

本市は、令和4（2022）年3月に策定した「第2期羽曳野市教育大綱」で掲げる「豊かな人生を切り拓き 社会の持続可能な発展を支える人づくり」を基本理念とし、教育行政を推進してきています。

この基本理念は、本市の普遍的な教育の方向性を示すものであり、また国や大阪府の教育振興基本計画で示されている方向性とも合致しているため、本計画においても、この基本理念を継承することとします。

#### 基本理念

**豊かな人生を切り拓き 社会の持続可能な発展を支える人づくり**

～ 地域を愛し 地域に愛され 未来にはばたく 子どもの育成 ～

～ 羽曳野に息づく歴史・文化を誇りに 心身ともに健やかに 磨きをかける 学びの実現 ～

本市では、ふるさと羽曳野への愛着と誇りを持ち、様々な舞台での夢を形にして、未来にはばたき、豊かな人生を切り拓いていくことができる羽曳野の教育を創造するとともに、市民一人ひとりが、生涯を通じて磨きをかけた学びの成果を発揮し地域社会で活躍する、社会の持続可能な発展を支える人づくりをめざします。

### 2 基本方針

基本理念の実現に向け、「第2期羽曳野市教育大綱」で掲げる5つの方針をふまえ、次のとおり、本計画の基本方針とします。

#### 基本方針1

生涯にわたる基礎を培う就学前児童の教育・保育の充実

#### 基本方針2

子どもの生きる力を育む学校教育の充実

#### 基本方針3

子どもの健やかな成長を支える環境づくり

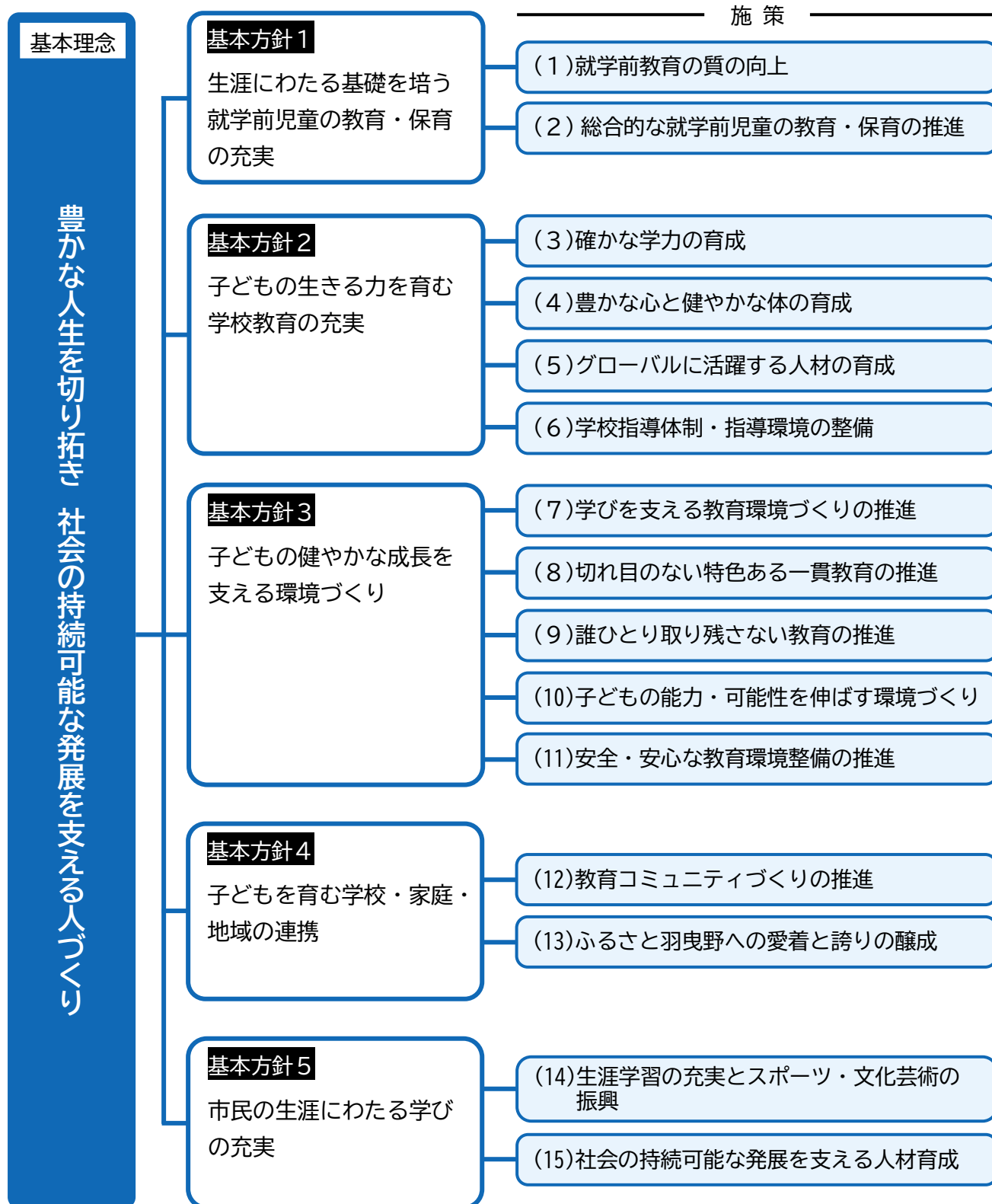
#### 基本方針4

子どもを育む学校・家庭・地域の連携

#### 基本方針5

市民の生涯にわたる学びの充実

### 3 施策体系





## 第3章 施策の展開

### 基本方針1

## 生涯にわたる基礎を培う就学前児童の教育・保育の充実

### 施策(1) 就学前教育の質の向上

#### [現状と課題]

(質の高い幼児教育の提供)

- 幼稚園および認定こども園において、就学前の子どもたちの成長・発達に応じた教育を行い、子どもたちが主体的に活動し、心と体、意欲や規範意識等を培い、たくましく生きる力の育成に取り組んでいます。今後も引き続き、より良い教育サービスの提供が求められています。
- 様々な教育課題に対する教育活動の振興および教職員の資質能力向上を図るため、講師（スクールコーディネーター）を招き研修を実施しています。子どもの実態を把握し、体づくり、リズム遊び、絵画制作等、計画的な教育を進めていく必要があります。

#### 具体的取り組み

#### ①幼児期からの質の高い教育の推進

- 子どもの好奇心・探求心の芽生えや健やかな成長を促し、義務教育への基礎を培うため、幼稚園および認定こども園において、幼児期から一人ひとりの子どもに応じた質の高い教育に取り組めます。
- 支援を必要とする幼児への個別の支援体制を整えるとともに、子育てに不安を抱える保護者が相談できる機会・場の充実、教師の資質向上に取り組めます。
- 幼児の自主的な活動を促し、環境を整えるとともに、職員、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、幼児が豊かな活動のできる園運営を進めます。

## 施策(2) 総合的な就学前児童の教育・保育の推進

### 〔現状と課題〕

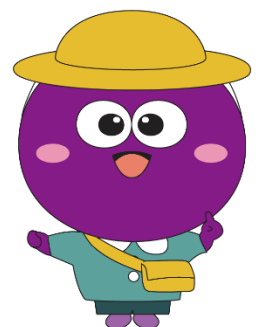
(幼保一元化の取り組み)

○多様化する子育て支援ニーズに対応するため、就学前児童の教育・保育を一体的に推進する「幼保一元化」に取り組んでいます。質の高い総合的な就学前教育・保育を提供できる環境として、平成 30（2018）年および令和 4（2022）年に 2 つの認定こども園を設立しました。幼稚園、保育園、認定こども園が園児交流と職員研修を行い、園種ごとの特色を知り、良さを取り入れながら、共通カリキュラムで共有しためざす子ども像に向けた教育・保育に取り組んでいます。今後も交流・研修の機会を充実させ、取り組みを一層推進することが必要となっています。

### 具体的取り組み

#### ①幼保の連携強化

- 就学前児童の教育・保育を一体的・総合的に推進するため、幼稚園・保育園・認定こども園の園児同士の交流を一層進め、教職員の研修の機会を充実させるなど、連携を強化し、教育、保育の質の向上を図ります。また、小学校との円滑な接続を意識した交流等を行いながら、効果的な施策の推進や体制の充実を図ります。



## 施策(3) 確かな学力の育成

## [現状と課題]

## (ICTを活用した教育の推進)

○ICTを効果的に活用することで「主体的・対話的で深い学び」の実現を促進し、すべての子どもに、情報活用能力・情報モラルを含む資質・能力を身につけることをめざし、児童・生徒の1人1台タブレット端末をより効果的に活用していきます。タブレット活用においては、学校の学習と家庭学習をつなぐことを重視し、家庭では、学校からの課題や学習アプリを利用した学習をはじめ、はびきの電子図書館を利用した読書にも活用できるよう、ICT教育環境を整備しています。また、「はびきのプログラミングDAY」を開催し、タブレット端末を活用したプログラミング体験等、情報活用能力の育成に取り組んでいます。今後、ICTを活用した教育の一層の向上に向けて、令和3（2021）年度に実施したタブレット端末の導入に関して、維持管理・更新、ストレスなく使用できるネットワーク環境の改善等、必要な環境整備や、教職員の指導力向上をめざした研修等が必要となっています。

## (子どもの読書活動の推進)

○子どもの読書活動を推進するため、市立図書館が学校図書館等、読書支援センターとして、授業等で必要な資料の購入を行っています。また、資料提供を希望するクラス・学校等には「たけのこくんブックボックス」（1クラス50冊程度）を貸出しています。近年、外国人児童・生徒が増加しており、その子どもたちの母国語の図書へのニーズが高まっています。今後、多文化サービスに取り組み、外国語の図書の収集・提供を充実することが必要となっています。

## (チーム担任制・教科担任制・専科指導・少人数指導の推進)

○学校において、チーム担任制・教科担任制や、専科指導・少人数指導等、様々な指導方法を実施し、子どもたちが学ぶことの喜びや理解することの達成感を体験し、楽しく学ぶことができるよう、環境を整備しています。

## (知的好奇心に基づく地域資源を活用した自主的学習の推進)

○本市には、歴史文化遺産が多く残っています。これら先人が残した文化遺産に関心を持って、自ら積極的に地域を素材とした学習活動を行うことができる取り組みが必要とされています。

### ① ICTを活用した教育の推進

- 児童・生徒の情報活用能力の向上に向けて、導入したタブレット端末の維持管理・更新、ネットワーク環境のさらなる改善等、必要な環境整備や教職員のICT活用指導力の向上のための研修、児童・生徒のタブレット端末の活用機会の拡充等、ICT環境整備の一層の充実を図ります。
- ICTを活用するにあたっては、情報リテラシーや情報モラルに関する広い見識と判断能力、確かな倫理観の習得に向け、子どもたちが、主体的に活用できるよう情報教育を進めます。

### ②豊かな読書活動の提供

- 市立図書館の学校図書館等、読書支援センターとしての機能の充実および学校図書館との連携強化を図ることで、子どもたちの豊かな読書環境の提供を促進します。また、多文化のサービスを充実させ、増加する外国人児童・生徒のニーズに対応します。

### ③チーム担任制・少人数指導の推進

- 子どもを複数の教員で指導・支援する体制を整え、子どもたちが複数の教員と関わることで相談相手を多様化し、自身にとってより話しやすい教員に相談できるという安心感を与え、子どもたちが悩み事等を相談しやすい環境を整えます。
- 子どもたちが学ぶことの喜びや理解することの達成感を体験し、子どもたちの状況に応じて、学習理解を深めることができるよう、学校における少人数指導の環境整備を継続して行います。

### ④知的好奇心に基づく地域資源を活用した自主的学習の推進

- 本市には、日常の生活域に、人類最古の旧石器時代から現在に至るまでの歴史文化遺産が連続と存在します。これら先人が創出し時代を経て現在まで遺存してきた文化遺産に関心を持って、地域資源を素材にした学習活動を自ら積極的に行うことができる取り組みを行います。
- 本市にある多くの特産物について学習し、その魅力と伝統を受け継ぎ、次世代に伝えるための取り組みを行います。

### ⑤探究・STEAM教育の充実

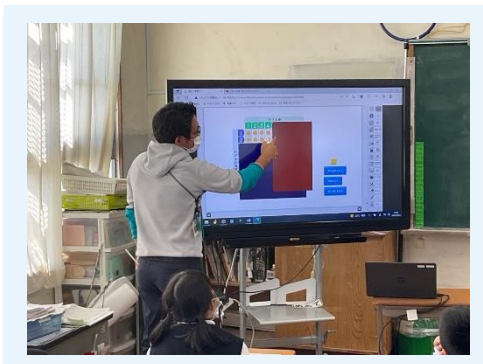
- 子どもたちが主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する「探究学習」や各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育いわゆる「STEAM教育」の充実を図るために、地域人材や企業連携、教材等の発掘や、学校での実践の共有をとおして、社会に開かれた教育課程の実現を促進します。

## ⑥消費者教育の充実

- 一人ひとりが自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるようになるために、学校教育段階に応じた、より早い時期から消費者教育の充実や教科を図るため学習指導要領に基づいた消費者教育を推進するとともに消費者教育教材の活用を促進します。

## ⑦特色ある取り組みの推進

- 各学校より自校の課題解決のための特色ある取り組みの企画を募集し、特色ある取り組みを通じて子どもたちの生きる力の育成に取り組んでいます。（羽曳野特産物農園・ビオトープづくりから地域の憩いの場・学びの学園・地域力による読書活動・思いのままロボットを動かそう・遊び場づくりから体力づくりへ・新たなはびきの名産づくり等）また、新たな企画を募集し、特色ある取り組みの推進を図ります。





## 施策(4) 豊かな心と健やかな体の育成

### 〔現状と課題〕

#### (人権教育、青少年の健全育成)

- 子どもたちの人権が尊重される学校園づくりに向けて、「人権教育推進計画」に基づいた教職員の人権研修を実施しています。
- 子どもたちが自分らしく安心して生活することができ、自分も相手も大切にできる子どもをめざした学校園づくりを進めるため、講師を招聘した人権研修や学校園内の研修等に取り組んでいます。今後も、教職員の人権意識の向上に向けた研修推進のための取り組みが求められています。
- 豊かな人間性を育めるよう、国内の様々な学校とオンラインで交流するなど工夫しながら交流を実施しています。また児童の権利に関する条約およびこども基本法をふまえ、子どもたちに関わるルール等の制定や見直しの過程において、身近な課題を子どもたち自らで解決する取り組みが求められています。
- 児童・生徒の心身両面の健全育成をめざし、クラブ活動や部活動を支援する様々な取り組みを進めています。今後、持続可能な部活動の実現を図るために、中学校の部活動において拠点型部活動の拡大や部活動の地域展開、専門性の高い指導者（部活動指導員）の確保が求められています。
- 地域で夏休みラジオ体操を実施するにあたり、参加賞を配付するなど支援を行い、子どもの健康増進や生活習慣の確立に取り組んでいます。

#### (給食・食育の推進)

- 市立認定こども園では、各園で調理した手作りの給食を提供しています。伝統的な食文化に興味を持てるよう、季節ごとの行事食や和食を中心とした給食としています。
- 羽曳野市立第1学校給食センターと第2学校給食センターについては、40年以上の期間にわたり、市立小学校や義務教育学校に通う児童に給食の提供を行ってきましたが、老朽化が進み、建物自体と内部設備の更新が必要な時期となっています。
- こうした状況をふまえ、学校給食センターについては、青少年児童センターと複合化の上、同センター敷地への移転建て替えを方針とする「羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備基本計画」を令和4（2022）年度に策定し、令和8（2026）年4月の供用開始に向け、整備事業を推進しています。
- 学校給食を身近に感じてもらえるよう、小・中・義務教育学校で様々な取り組みを実施しています。中学校では、生徒を取り巻く家庭環境や価値観が多様化する中で、朝食の欠食や栄養バランスの偏った食生活等の課題が生じており、より一層の食育の推進が求められています。
- 様々な要因による物価高騰の影響が食材費にも及んでいる中で、保護者の負担を軽減しつつ、質や量を保った学校給食の提供を行うためには、価格高騰の状況に応じた公費による支援金等の実施が必要となります。
- 小学校・幼稚園・認定こども園では、農作物を栽培するなど、食育を推進しています。



### ①豊かな人間性の育成

- 様々な交流活動をはじめ教育活動全体を通じ、道徳教育や人権教育、環境教育、特別活動、体験活動等、学校教育活動全体を充実させ、豊かな情操、規範意識や他者への思いやりのある豊かな人間性の育成に取り組むとともに、子どもたちのウェルビーイングの向上を図ります。
- 教職員の人権意識の向上や多様化する教育課題に適切に対応できる教職員を育成するため、研修の充実を図ります。

### ②健やかな心身の育成

- 児童・生徒の心身ともに健やかな成長に向けて、学生ボランティアの確保や地域活動団体との連携を通じた指導者の拡充を行うなど、持続可能なクラブ活動や部活動の実現を図ります。
- 地域で実施している夏休みラジオ体操への支援等、食育の取り組みとあわせ、就寝・起床時刻、家庭学習や食生活等の子どもの基本的な生活習慣の確立につながる取り組みを推進します。

### ③給食・食育の充実

- 幼稚園および認定こども園では、健康的な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、菜園活動や給食を通じて、子ども（園児）が食べることに興味を持ち、食べることを楽しみ合えるよう、食育を推進します。
- 小・中・義務教育学校では、地産地消の献立や小中学校給食献立コンテスト等の取り組みを実施するとともに、必要な栄養バランスのとれた安全・安心な給食の提供を行い、「食の大切さ」への関心、「食」への正しい理解が深まるよう食育を推進します。また、中学校給食においては、選択制から全員喫食への移行を円滑に行えるよう取り組みを推進します。
- 食育の一環として、地元特産品の伝統野菜である「碓井豌豆」を小学校の児童たちが他校の児童と交流しながら自分たちで栽培し、収穫後は実際に給食の食材として利用することで羽曳野市の農業はじめ文化・歴史を学びつつ、食への関心を持ち、その理解を深めることを目的に「碓井豌豆プロジェクト」を推進します。
- 物価高騰による食材価格への影響がみられる中、市の独自施策となる「多子世帯学校給食費助成事業」や「学校給食費支援事業」といった保護者の経済的負担の軽減を図る事業を市ホームページや学校配布等による周知に努めながら実施しています。今後も安全・安心で栄養バランスのとれた学校給食を安定的に提供しつつ、給食費助成の事業継続に向けた取り組みを推進します。
- 令和8（2026）年4月の供用開始に向け、新学校給食センターの整備を着実に推進するとともに、現第2学校給食センターについては、令和7（2025）年度まで、引き続き、施設・設備等の維持補修を適切に実施していきます。

## 施策(5) グローバルに活躍する人材の育成

### 〔現状と課題〕

#### (外国語教育の推進)

- 幼稚園および認定こども園において、「はびきのE-K i d s!」を実施しており、外国人講師と歌やゲームを通じて楽しみながら英語に触れる取り組みを推進しています。
- 現在6名の外国語指導助手（A L T）を小・中・義務教育学校に配置することにより、ネイティブスピーカーとの言語活動を行う機会を創出しています。また、令和5（2023）年度から、市内の小学校・義務教育学校5・6年生の児童を対象とした「はびきの英語ドリーム・フェスティバル」を開催しており、ゲームやアクティビティを通じて、「英語を使ってみる、しゃべってみる」機会を提供しています。
- 英語を活用し、実際に世界の子どもたちとコミュニケーションをとることを目的に、G I G Aスクール構想で導入された端末を活用し、オンラインでの国際交流を実施しています。
- 今後も一層グローバル化が進む中、子どもたちのネイティブに触れる機会や国際交流の機会を増やすことが必要となっています。

#### (海外の多様な文化や民族性への理解深化)

- グローバル化が進む中で、世界の各民族の個性や文化・風俗・慣習といった多様性が尊重される趨勢になっています。これらの民族性に対する優しく深いまなざしや視点が求められています。



### ①外国語教育の充実

- 幼稚園および認定こども園において、幼児期から、英語のネイティブな発音や外国文化に触れる機会を提供し、グローバルな視野の基礎づくりを推進します。
- 外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、小・中・義務教育学校において、外国語指導助手（ＡＬＴ）の継続配置を進めるほか、「はびきの英語ドリーム・フェスティバル」の継続開催等、ネイティブスピーカーとの言語活動を行う機会を充実します。

### ②国際交流の推進

- ＩＣＴを一層活用し、台湾をはじめとし、今後、多くの諸外国の小学校・中学校と国際交流の機会創出を図るなど、子どもたちの国際的なコミュニケーション力を促進させるとともに、より実践的な言語学習につなげます。

### ③海外の多様な文化や民族性への理解深化

- 本市には、世界文化遺産「百舌鳥・古市古墳群」の構成資産の古墳が存在しています。世界遺産が持つ価値や魅力への学習を通して、世界平和を希求するため世界各地の文化や芸術、風習等の民族性への相互理解を深めます。

〔現状と課題〕

(教職員の資質向上)

- 幼稚園および認定こども園における教職員の資質向上のため、専門家による講演会の実施や研究会への参加、実技研修に取り組んでいます。研修や研究討議後の学びを生かし、園の取り組みにより一層反映・発展させていくことが必要となっています。
- 学習指導要領の着実な実施のために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、1人1台タブレット端末を用いた学習指導等、日々進化する教育内容に対応できるよう、教職員のスキルアップに取り組んでいます。今後も最新の教育が羽曳野市で行っていきけるよう、引き続き、研修等を通じて教職員の知識・技能の向上に取り組む必要があります。

(教育改革の推進)

- 校務支援システムによる教職員の勤務時間の適正管理、定時退勤日の設定、保護者連絡アプリ「t e t o r u」の活用、「NO部活DAY」の徹底による部活動の負担軽減等、教職員の長時間勤務の改善に向けた取り組みを推進しています。
- 学識経験者、保護者、学校関係者からなる審議会を定期的開催するなど、市の教育のあり方・方向性を常に検討しながら、教育行政を推進しています。今後も継続して取り組み、市が抱える教育課題の改善を行っていく必要があります。

(校務DXの推進)

- 現在校務において行っている紙ベースの業務や不必要な押印の見直しや、ロケーションフリーな環境整備等による教職員の負担軽減や働きやすさの向上を図り、学習指導・学校経営の高度化・効率化等をめざします。

具体的取り組み

①教職員の資質向上

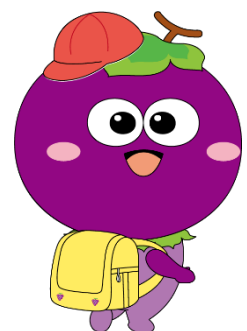
- 幼児教育の質のさらなる向上を図る体制を構築するため、幼児教育アドバイザーを活用しながら、研修・研究内容を充実させ、幼稚園および認定こども園における職員の資質向上に引き続き取り組みます。
- 教育現場の実態に応じた授業改善に取り組めるよう、また、体罰等の根絶、子どもの自殺対策・生命（いのち）の安全教育等を推進できるよう、羽曳野市学校支援チームの専門家（スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師）や警察、保護司、保健所等、関係機関との連携による研修を実施し、教職員の指導力の一層の向上を図ります。
- 食物アレルギー等に係る事故防止・熱中症・感染症・食中毒等の予防に努めるなど、学校教育活動全体を通して、保健・安全・衛生管理に関する教職員の資質の向上により、学校保健の推進を図ります。
- 主体的・対話的な学習を進めるにあたり、子どものニーズにあった指導方法の研究や子ども主体の複線型の授業実施に向けた取り組みを推進します。

## ②教育改革の推進

- 教職員の長時間勤務の改善を図り、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現するとともに、健康でやりがいもち、子どもたちと向き合う時間が十分に確保できるよう、教職員の働き方改革の取り組みを引き続き推進します。
- 学校施設の適正規模・配置等、今後も生じる新たな教育行政の課題の解決に取り組み、市の教育改革を継続的に推進します。

## ③校務DXの推進

- 校務支援システムと汎用のクラウドツールの積極的な利用を進め、負担軽減・コミュニケーションの迅速化や活性化を図ります。
- ゼロトラストの考え方にに基づきアクセス制御によるセキュリティ対策を十分講じた上で、校務系・学習系ネットワークの統合に向けたゼロトラストセキュリティの導入について検討を進め、ロケーションフリーな柔軟かつ安全な働き方をめざしていきます。







## 施策(7) 学びを支える教育環境づくり

## 〔現状と課題〕

## (教育環境づくり)

- 学校図書館の機能を充実させるため、学校図書館司書の小・義務教育学校全校配置および中学校へ一部配置を進めてきており、また、書籍等の配送等、学校図書館と市立図書館との連携に取り組んでいます。今後も、一層の読書活動の充実に向けて、学校図書館司書のさらなる人材確保や国の『第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」』に基づいた環境整備を進めていく必要があります。
- 全国的に就学人数の減少が進んでいる中、本市においても、年々児童・生徒数は減少している状況です。学校の適正規模化や適正配置について、市全体での教育の方向性を検討する必要があります。

## 具体的取り組み

## ①魅力ある学校園づくり

- 子どもたちを取り巻く環境の変化に的確に対応し、多様な教育活動の展開や教育水準の向上を図るため、地域に相応しい魅力ある学校園づくりに取り組みます。
- 学校図書館司書の人材確保や図書館システムの整備、市立図書館との連携を一層促進させるなど、子どもたちの主体的な学びを支える学校図書館の機能（読書センター、学習・情報センター）の充実、読書活動の充実を図ります。

## ②効果的な教育活動の実現

- 学識経験者、保護者、学校関係者からなる「教育改革審議会」の答申を元に検討される具体的な教育環境整備に携わり、未来の子どもたちにとって充実した教育が施されるように努めます。

## 施策(8) 切れ目のない特色ある一貫教育の推進

### 〔現状と課題〕

#### (保幼小中一貫教育の推進)

○平成 23 (2011) 年度より取り組んできた幼小中一貫教育は、保育園を加えた 15 カ年に拡大し、全中学校区において推進しています。令和 4 (2022) 年度より、改訂した「15 カ年モデルカリキュラム」に基づいた各教科指導、食育、その他の教育活動全般に渡った一貫教育を行っています。

○中学校区でテーマを設定し、保幼小中の連携会議を開催、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校で共有し、園児と児童の交流や職員連携を行いながら、段差解消に向けて取り組んでいます。めざす子ども像を共有するとともに、子どもの発達段階を考慮した接続に向けた保幼小中それぞれの教育ロードマップづくりや公立・民間を交えた保幼小中の連携が必要となっています。

#### (キャリア教育の推進)

○身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上や夢や希望、憧れる自己イメージの獲得等を目標に、小学校から発達段階に応じたキャリア教育を実施しています。学校毎に子どもたちにつけたい力を明確にし、それに合わせた取り組みを計画、いろいろな教科と関連づけた活動を実施しています。

## 具体的取り組み

### ①教育の円滑な接続

- 各中学校区の保幼小中の連携会議を基盤としながら、「15 カ年モデルカリキュラム」に基づいた一貫教育を継続的に進めます。園児と児童の交流、職員研修・連携等の強化を図りながら、15 カ年を通じた特色ある一貫教育を促進します。

### ②キャリア教育の推進

- 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための力を養えるよう、意識、意欲、主体性を引き出すためのキャリア教育に引き続き取り組みます。

## 施策(9) 誰ひとり取り残さない教育の推進

### 〔現状と課題〕

#### (帰国・外国人児童・生徒への支援)

○渡日の児童・生徒が生活するために必要な日本語（サバイバル日本語）の習得および、まわりの児童・生徒や教員とのコミュニケーションをとる支援を行うための通訳者等の派遣を実施しています。渡日・帰国の児童・生徒数は増加しており、授業から取り出して日本語を指導する時間が増えていくことが予想される中、日本語能力に応じた指導方法・体制の検討が必要となっています。また、渡日の児童・生徒だけでなく、保護者に対する支援も継続し、児童・生徒が前向きに取り組むための生活基盤を整えることが必要となっています。

#### (子どもの貧困対策の推進)

○市内小・中・義務教育学校に在学する児童・生徒をもつ保護者のうち、経済的理由によって就学が困難となっている方に対し、義務教育を円滑に受けられるよう、必要な援助を行っています。また、進学意欲を有しながら、経済的理由により就学を断念することがないよう、支援を要する生徒およびその保護者に対して、主体的に自己の進路に対する展望を持つことができるように適切な助言・支援を実施しています。社会情勢や家庭状況を含め、相談件数は年々増加することが予想され、その対応が求められます。

#### (特性に配慮した支援)

○幼稚園および認定こども園において、個別の配慮を必要とする子どもへの教育的支援を行うため、個別の支援計画を作成し園教育へ活用するとともに、保護者や関係機関と連携をとるなど支援体制を強化しています。園だけでなく、子どもが様々な機関で療育を受けている実態があるため、利用者が増えている障害児通所支援等、他機関との連携も今後強化する必要があります。

○小・中学校に支援教育支援員を配置し、特別な支援が必要な児童・生徒に対して、生活支援、行動支援、学習支援等を行っています。現在、特別な支援が必要な児童・生徒が増えており、支援教育支援員のニーズが高まっています。

○西浦小学校、峰塚中学校をセンター校として位置づけ、介助や医療的ケアが必要な児童・生徒も安心して地域の学校で学ぶことができるように、介助員と看護師を配置するほか、機能訓練士も派遣するなど、体制整備を行っています。介助員を必要としている学校も多く、今後、児童・生徒の状況に応じた人材の確保・拡充・配置が必要となっています。

○専門機関に専門員（言語聴覚士、作業療法士）の派遣を委託し、留守家庭児童会（学童教室）の視察を実施してもらい、専門員、学校教員、行政職員、学童支援員を交えて指導やアドバイスを受けながら、発達に障害がある児童の留守家庭児童会（学童教室）におけるよりよい居場所づくりを実施しています。児童毎に様々な特性があり、各児童に合わせた適切な対応が求められる中、専門的な知識を持つ人材が不足している状況にあります。

## ①教育機会の確保

- 渡日間もない児童・生徒の生活するために必要な日本語の習得支援を引き続き行います。また、増加する渡日児童・生徒数に対応するために、新たな通訳者等の確保に努め、体制の充実を図ります。
- 家庭の経済的・社会的な状況に関わらず、児童・生徒の学びの場が保障されるよう、継続した支援や相談窓口となり取り組みを進めます。支援を要する生徒・保護者に情報が行き届くよう、広報等により相談窓口や支援制度の周知に努めます。

## ②特性に配慮した支援の充実

- 支援教育を進めるとともに園教育を充実させ、子どもの発達を促すとともに、園での生活が家庭、関係機関等、それぞれの生活とつながり、全体で子どもを支えていく体制づくりを進めます。
- 大阪府に先がけ、各園（保育園・こども園・幼稚園）を専門医と福祉・教育の各担当者が巡回して実施している5歳児検診の結果を就学後にもつなげ、児童・生徒の支援の充実に努めます。
- 障害がある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒1人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、引き続き、支援教育支援員による必要な支援を行います。また、児童・生徒の状況に応じて、人材の確保・拡充・配置を進めます。
- 専門的な知識を持つ人材の拡充を図り、発達に障害がある児童の留守家庭児童会（学童教室）におけるよりよい居場所づくりに取り組みます。



## 〔現状と課題〕

## (子どもが主体となり活躍できる機会の充実)

○令和5（2023）年12月に閣議決定された「こども大綱」では、子ども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実、子ども・若者が主体となって活動する取り組みの促進等が求められています。

## (子どもの居場所・体験機会の充実)

○就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校又は義務教育学校の1年生から6年生までの児童を対象として、留守家庭児童会（学童教室）を放課後に開設しています。各教室が児童にとってよりよい環境になるよう、市職員と有償ボランティアスタッフによる定期的な訪問を実施し、助言・援助を行っています。

○青少年センターにおいて、定期教室、夏休み等の短期教室を開催し、こどもアートや将棋、書道、水彩画、琴等、学校教育だけでは学ぶことが難しい伝統文化や実技を学び、体験できる場を提供しています。

○青少年児童センターにおける各種文化教室やサッカー教室等の体験学習や、ふれあい広場の「はびきのふれあいイベント」の開催、また、白鳥児童館における遊び場の提供、遊びの指導、工作や体験型教室の開催等、体験・交流を通じた青少年の健全育成に取り組んでいます。

## (子ども・家庭の不安・悩みへの相談・支援)

○幼稚園・保育園・こども園・通園施設において、園庭開放や親子教室を実施し、子育てに不安を抱える保護者が相談できる機会を提供することで、児童虐待の早期発見、支援につなげています。

○支援を要する子どもおよびその家庭に対する支援や、在宅での子育て家庭への支援として、家庭訪問、出前保育、育児相談等を実施しています。

○市内の園児・児童・生徒および保護者等を対象とし、臨床心理士等による相談事業を実施しています。必要な場合は、要保護児童対策協議会等を通じて、家庭児童相談担当等、関係機関と連携し支援を行っています。児童・生徒の抱える悩みや課題は多様化・深刻化しており、子どもや保護者に対し、よりきめ細かな支援が必要となっています。

○市内の小・中・義務教育学校に通う児童・生徒で、不登校支援施設に通う子どもたちへの支援および指導を実施しています。近年、不登校児童・生徒数が増加し、教育支援センター登録利用人数が増加している状況にあり、令和4（2022）年度から適応指導教室（教育支援センター）を1施設増やし、支援体制を強化しています。

○いじめ、虐待、不登校等の諸問題について、早期対応が重要となります。その為、教育における福祉の専門家である「スクールソーシャルワーカー（SSW）」を、相談支援の専門家として「スクールカウンセラー」を、「チーム学校」の一員として配置しています。また、校内での子どもの支援強化として、大学生等による「ほっとスクール支援員」を配置しています。支援ニーズが高まる中、人員の確保が課題となっています。



### ①子どもの意見表明・主体的な参画・活躍の機会の充実

- 子どもが関わる施策・事業について、子ども自身が当事者として意見を表明する機会を確保していくための取り組みを推進します。また、小・中・義務教育学校においては、児童・生徒会活動等、様々な分野で子どもが中心となって主体的に取り組む活動の機会や活躍する機会を確保するとともに、子ども自身にかかわるルールや制度に子どもの意見を反映させる取り組みを進めます。
- 子どもを権利の主体として位置づけ、社会参画や意見反映が進むよう、庁内の子ども施策関連部署はもとより、子どもに関わる団体、関係機関等における啓発や情報提供を進めます。

### ②子どもの居場所・体験機会の充実

- 留守家庭児童会（学童教室）において、児童の安全を守り、遊びや異年齢との集団生活を通して、健康で自主性や社会性を備えた豊かな人間性を育めるよう、スタッフの拡充等による訪問・助言・支援の充実等、よりよい運営・環境づくりに向けた取り組みを実施します。
- 子どもの可能性を伸ばす機会づくり、青少年の健全育成に向けて、学校教育だけでは学ぶことの難しい様々な知識や技術等を学び、体験できる機会・場の充実に取り組みます。

### ③子ども等の不安・悩みへの相談・支援の充実

- 広報等により相談窓口の周知に努め、多様化・深刻化する子どもや保護者の不安・悩みを早期発見し、臨床心理士による相談活用を充実します。また、関係機関との連携を強化し、不安や悩みを抱える保護者支援等、よりきめ細かな支援に取り組みます。
- 様々な事情で学校に登校しにくい児童・生徒に対し、2つの教育支援センター（ひまわり教室・アサガオ教室）の連携を強化し、児童・生徒の関わりの場や体験活動の拡充を図ることで、児童・生徒の学校復帰および社会的自立をめざします。また、増加する不登校児童・生徒数に対し、学生支援の確保を行うなど、支援員の人員確保に取り組みます。
- 全中学校区への「スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）」の配置や「ほっとスクール支援員」の拡充等、支援体制を充実し、問題行動等、教育課題の早期発見・対応につなげます。また、関係諸機関との連携強化やケース会議等の活性化等、取り組みを拡充します。
- 児童・生徒の家庭における生活困窮やヤングケアラーならびに虐待の問題を把握した場合には、教育分野だけでなく多分野の専門職と連携を行う重層的支援体制整備事業のしくみをさらに活用し、課題の支援について、専門職の意見を反映させた対応をしていきます。

## 施策(11) 安全・安心な教育環境整備の推進

### 〔現状と課題〕

(幼稚園・認定こども園の施設の維持管理)

○幼稚園の老朽化が進んでいるため、利用者が安全に利用できるように。耐震改修および施設修繕を実施しています。また、認定こども園についても、修繕等、日常のメンテナンスを必要に応じ実施しています。緊急度を勘案しながら、幼稚園および認定こども園の施設の維持管理を計画的に進めていく必要があります。

(小学校・中学校・義務教育学校の施設の維持管理)

○安全な学校施設を維持するため、「羽曳野市公共施設等総合管理計画（アクションプラン）」を策定し、学校施設の長寿命化を目指してきました。しかしながら、児童・生徒数の減少および学校施設の老朽化の進展等、社会情勢の変化により、計画を見直す必要があります。また、夏季の熱中症対策として、小・中学校全校に空調機器を設置しましたが、今後も引き続き、学校施設の状況や将来的な需要見通しをふまえながら、計画的に取り組みを進めていく必要があります。

(子どもの安全対策の推進)

○学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、正門付近の安全管理員の配置や、スクールガードリーダーの配置、学校への巡回指導、評価を行うとともに、地域ぐるみで子どもの安全を見守る環境づくりのため、「みまもってるよ。こども 110 番」のプレートの配布や青色回転灯防犯パトロールを実施するなど、地域・学校・保護者が連携し、地域社会全体で

### 具体的取り組み

#### ①学校・園施設の整備

- 子どもたちに安全・安心な教育の場を提供できるよう、施設の状況をふまえながら、施設の長寿命化を実施し、施設の適切な維持管理を計画的に進めます。

#### ②安全を見守る環境づくり

- 学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、安全管理員やスクールガードリーダーの配置、人員の拡充とともに、子どもの見守り活動等、学校、家庭および地域の関係機関・団体の連携を一層強化し、取り組みを進めます。

#### ③災害時における学びの支援

- 災害が生じた際の学校再開の支援・学校安全の確保、災害の影響の及ぶ児童生徒等への心のケアやオンライン等を活用した学習支援、就学支援等の教育環境の確保に取り組みます。



## 施策(12) 教育コミュニティづくりの推進

## 〔現状と課題〕

## (地域教育力の醸成)

- 地域の人材を生かした教育活動、教育講演会の開催等、学校園と地域住民および保護者が協働関係をもって園児・児童・生徒を育む取り組みを進めています。今後も、学校・子どもを取り巻く社会が分断されないよう、地域・保護者との連携を継続する必要があります。
- 開かれた学校運営を実現し、より良い学校教育を推進するため、各学校に学校協議会を設置し、保護者や地域の意向を把握して学校運営を進めています。
- 市内 13 小学校 1 義務教育学校区で、放課後等に学校施設を利用したスポーツ・文化活動等、様々な遊びを通じた地域ボランティアとの交流等を推進しています。
- 各中学校区に地域コーディネーターを配置し、学校の運営や教育活動において、地域住民による支援活動（学習支援・環境整備・登下校の見守り等）の実施を支援しています。
- 助成金の交付や青少年健全育成推進協議会の運営支援等、地域ぐるみで青少年の健全育成の諸活動に取り組む団体への支援を行っています。

## (コミュニティ・スクールの導入)

- 令和 6 年度から、羽曳野市立羽曳が丘小学校をモデル校として、学校と地域がパートナーとなり、子どもたちを育て、支えていく新たな取り組みである「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を推進しています。子どもや学校を取り巻く課題は、複雑かつ困難化しており、これらに対応するためには、学校だけでなく、地域社会全体で対応し、子どもを育てることが今後も求められます。

## (家庭教育の支援)

- 保護者同士や地域の人と一緒に親子の関係や子育ての楽しさについて話し合い、伝え合うことを通して親自身が成長して学ぶことを目的とした『「ほっと☆すまいる」子育て応援ミーティング』を実施しています。
- 白鳥児童館では、校区内の児童の利用に限らず、就学前の親子での利用の充実に努めてきました。月曜から金曜日の午前中を地域子育て支援拠点として、利用対象者を乳幼児の親子に拡大し、現在は市内全域から利用されています。

### ①地域教育力の向上

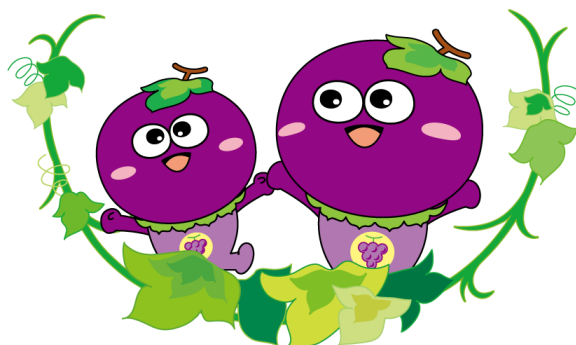
- 学校園と地域住民および保護者との連携・協働を一層強化し、地域社会との様々な関わりを通じて子どもたちを育む地域教育力の向上に取り組めます。また、学校協議会における保護者や地域の意見・意向をふまえ、改善しながら、より良い学校運営に努めます。
- 学校運営や教育活動における地域住民（地域ボランティア）の活動や地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む団体等への支援を推進します。

### ②コミュニティ・スクールの推進

- モデル校の取り組みをふまえ、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の好事例を共有し、学校・保護者・地域住民の理解をもとに、将来を担う子どもたちを地域全体で育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

### ③家庭教育支援の推進

- 対話や交流をととして、親自身が成長し学ぶ「親学習」講座を開催し、地域での家庭教育支援の活動を推進します。また、地域子育て支援拠点としての白鳥児童館の利用促進等、親が交流・相談できる支援体制の充実を図ります。



〔現状と課題〕

（世界遺産の保存と継承）

- 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」を、人類の宝として未来永劫守っていくためには、地域住民の理解や協力が不可欠であり、とりわけ次代を担う子どもたちに、その価値・魅力を知ってもらい、誇りに思ってもらい、将来にわたって守っていく意欲を高めていくことが必要です。
- 市内の小学生や中学生を対象にした副読本の配布をはじめ、リーフレット、ウォーキングマップ等の作成、ウォークイベント等を実施し、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力の発信と、保存活用に取り組んでいます。特に「古市エリア（古市古墳群）」は、羽曳野市と藤井寺市にまたがって分布しており、両市が協力した連携事業も開催しています。関連の一つである「もずふる応援隊」の募集、運営を行っています。
- 幅広い年代層に対して、古墳群の価値や魅力、そのおもしろさを知り、愛着をもっていたくきっかけづくりとして「古墳DEるる」を、市民や地元企業・団体等で構成された「もずふる応援隊」が中心となって開催しています。古墳に興味のない子どもたちに興味関心を持ていただくための、さらなる工夫や仕掛けが必要です。

（文化財の保護（保存と活用）とその継承）

- 本市には、人類最古の時代である旧石器から現在に至るまで、多種多様な歴史文化遺産が数多く存在しています。これらを保護するために、国・府・市によって指定文化財に指定し、その恒久的な保護を目指しています。また、最近では、活用の側面にも力点を置き、それが持つ価値や魅力も体感できるような取り組みも行われるようになりました。しかしながら、昨今の社会構造の変化や今後の人口動向を鑑みると、地域に存在する文化財の守り手となる人材の減少が危惧されています。その一方で、地域の歴史文化を自ら学ぼうという意欲のある市民がグループやサークル等を形成して、地域資源を素材に自主的な学習活動を展開されています。
- とりわけ、開発工事等で影響を受ける埋蔵文化財については、やむなく破壊を被る場合には、発掘調査を行い記録保存という手段を執っています。これらの発掘調査の成果は、土地に刻まれた歴史として周知し、さらに将来に継承するために、調査成果を公開や展示といった活用施策に努めています。

（文化財等の魅力発信）

- 市内の発掘調査等で出土した遺物等、市民をはじめ広く公開していくために、整理作業を効率的かつ円滑にしていく必要があります。また、整理作業施設の在り方を総合的に検討していく必要があります。
- 人類最古の時代から世界文化遺産に登録された応神天皇陵古墳、日本遺産に登録された竹内街道や現在に至るまで日本史の各時代を代表する遺跡や遺物といった多種多様な歴史遺産が存在している本市の豊かな歴史遺産の特徴を、学校教育や生涯学習等、あらゆる機会を通して十分に伝えていく必要があります。



#### (文化財等の価値や魅力発信)

- 本市には、人類最古段階の旧石器時代から連綿と続く歴史文化遺産が日常生活の場に点在しています。「旧石器の正倉院」とも呼ばれる翠鳥園遺跡、世界遺産の構成資産を含み、我が国を代表する古市古墳群、飛鳥時代や奈良時代等に創建された西琳寺や野中寺、河内源氏ゆかりの通法寺跡や源氏三代墓、武家の崇敬を集めた誉田八幡宮、中世最大級の規模を誇る高屋城跡、江戸時代の豪農の居宅である吉村家住宅、古代より東西の大動脈であった竹内街道といった、日本史のみならず人類史の各段階を代表する多種多様な歴史遺産が存在しています。これら本市の豊かな歴史遺産の特徴を、学校教育や生涯学習等、あらゆる機会を通して十分にその価値や魅力を発信し、将来の世代にバトンタッチしていく必要があります。
- 我が国の歴史や文化を考える上で重要な遺跡等は、国・府・市による史跡に指定され、その保存を図っています。日常的には適正に維持管理され、将来的には、歴史的雰囲気が等身大に体感できる市民の憩いの場として整備されることが望まれます。
- 市内の発掘調査等で出土した遺物や、調査の成果等を、市民等に対して、広く公開し、理解を深めていただくためには、然るべき展示や保管に適切な施設等を整備する必要があります。

### 具体的取り組み

#### ①歴史文化遺産が持つ価値や魅力の発信とその活用

- 本市の豊かな歴史文化遺産に触れ、歴史的意義のみならずその多面的な価値や魅力に理解することを通して、想像力や感受性を養い、郷土愛を育んでいただくために、多様で豊かな歴史文化遺産の新たな側面を再発見し、知的好奇心を喚起できるように、その価値や魅力をより一層発信していきます。そのために、関連する催し等を市民や地元企業・大学ともタイアップして開催していきます。

#### ②歴史文化遺産の保存・活用と調査研究

- 本市の特徴的な個性でもある豊かな歴史文化遺産についてその理解を深めることに際して、学校教育や生涯学習の場においてよりわかりやすく活用できるように、文化財保護を推進して、その調査研究の成果を適切に公表できるように配慮します。そして、これらの調査研究成果をふまえて、市民や歴史愛好者、他の自治体も含めた多様な主体と連携して、歴史文化遺産の価値や魅力、「おもしろさ」を新たに「発掘」していきます。
- 我が国の歴史を理解する上で欠くことのできない歴史文化遺産については、国・府・市の文化財指定、また公有化を進めていきます。また、これらを適切な状態で保存を行いつつ、同時に公開や活用を図るために公有化を進め、整備に向けての施策を検討します。

### ③世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の保存・管理とその継承

- 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の適切な保存管理を図り、人類の宝として将来に継承していくため、世界遺産の「顕著な普遍的価値」やその魅力を積極的に発信し、市民等による保存管理への参加意欲の増進に取り組みます。特に、今まで古墳や世界遺産に興味を持っていなかった方々に、親しみや愛着をもっていただけるよう、学校教育や生涯学習でのあらゆる機会を通してそのきっかけづくりに取り組みます。
- 本市の新庁舎建設にあたり、世界遺産のもつ景観に調和し、歴史資産の価値や魅力を効果的に発信できるものとするよう取り組みます。新庁舎の建築規模を可能な限りコンパクトにまとめるよう働きかけるとともに、世界遺産や古市古墳群に関するガイダンス施設および屋上で古墳群を一望できる展望スペース等を設け、来庁者・来訪者が歴史資産の持つ価値に対する理解を深めるとともに、その魅力を体感できるものとします。
- なお、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の保存・管理やその継承にかかる諸施策の実施にあたっては、羽曳野市のみならず、関連自治体である大阪府、堺市、藤井寺市とも歩調を合わせて施策を展開するために、これらの自治体によって構成される「百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議」等において、相互に議論や検討を進めます。





## 施策(14) 生涯学習の充実とスポーツ・文化芸術の振興

## 〔現状と課題〕

## (生涯学習の推進)

- 自己の生きがいや自己実現を探究する生涯学習の場として、平成 13 (2001) 年から「はびきの市民大学」を設置・運営しています。講座の開講、学習情報や学習機会の提供、学習相談を実施し、市民の学習意欲の向上を図っています。現在、若い世代の受講生が少なく、講座の工夫が必要となっています。
- 「陵南の森公民館」では、市民ニーズに対応した各種講座を開催しています。また、市民の自主的な生涯学習の拠点となっており、自主的な学習グループが活動しています。生涯学習の促進に向けて、各種講座や自主的学習グループに若年層が参加しやすい工夫が求められています。
- 読み書き能力の取得をはじめ、成人教育としての基礎学力の向上のための「識字学級」を開講しています。学習支援者の高齢化が進んでおり、新しい世代の学習支援者の確保が必要となっています。
- 本市には豊かな歴史文化遺産が存在しますが、これらを素材とした自主的な学びの場の創出が求められています。

## (読書活動の支援)

- 中央図書館を拠点として、市内 6 館およびブックステーション 1 室で、資料（情報）提供を中心に、リクエストサービスやレファレンスサービス、障害者サービス、学校図書館支援事業、各種集会文化活動、ステーションライブラリー、広域貸出サービス等を行っています。
- 四天王寺大学と連携協定を締結しており、様々な学問分野の専門書の借用やインターンシップによる学生の受入れ・交流・情報提供・業務の連携を行っています。
- いつでもどこでも、インターネットを通じた電子書籍の利用ができるように、「はびきの電子図書館」を導入・運用しています。利便性の向上や利用者の向上につながっており、今後、電子書籍の充実や広報誌・行政刊行物等の地域資料の充実が求められます。

## (スポーツ・レクリエーションの推進)

- 「市民総合体育大会」「市民体育祭」「市民マラソン大会」「グラウンド・ゴルフ大会」等、市民の健康・体力づくり、競技スポーツの普及・発展、アマチュアスポーツ精神の高揚等を図るために、各種スポーツ大会の開催を行っています。今後も、各種関係団体と連携しながら、市民が幅広く参加できるよう取り組みを進める必要があります。
- 総合スポーツセンター（はびきのコロセアム）、市民体育館、テニスコート、市民プール、スポーツ公園、陵南の森運動広場、グラウンド・ゴルフ場等、市立スポーツ施設の適正な管理を行い、生涯スポーツの場を提供し、市民の健康の保持増進および相互交流を図っています。令和 5 年度に策定した「個別施設計画」に基づき、各施設の老朽化に対応し、計画的に補修や設備等の更新を行う必要があります。

○地域住民が日常生活の中でスポーツに親しめるように、小中学校のグラウンド（校庭）、体育館、プール（夏期のみ）の開放事業を行っており、登録団体および学校管理者等がより円滑に事業を利用、運営できるよう仕組みについて検討していく必要があります。

○市民のスポーツ活動の推進のため、生涯スポーツの推進役としてスポーツ推進委員の協力で、各種スポーツの実技指導およびニュースポーツの普及活動を行っています。スポーツ推進委員の人員の確保が困難になりつつあり、活動を効率的・効果的に活性化していく改善が必要となっています。

（文化・芸術の振興）

○市民文化の振興を図るため、多種多様なイベントを開催するとともに、市民の方が文化に触れる・体験できる機会の提供としてジャンルを問わず誰もが参加できる体制の構築が求められています。

## 具体的取り組み

### ①生涯学習の充実

- 「はびきの市民大学」や「陵南の森公民館」等において、生涯を通じた学習機会の充実を図るとともに、きめ細かな学習情報の提供に取り組みます。探求心を深める講座の提供、講座の周知や申込へのインターネット活用を進めるなど、若い世代の参加促進に取り組みます。
- 本市には、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」や日本遺産の竹内街道をはじめとした豊富な歴史文化遺産が市内に点在しています。これらの地域資源を活用した地域学習に取り組みやすい環境を創出していきます。

### ②読書活動の充実

- 図書館は、資料や情報の提供等のサービスの実施や読書活動の振興を担う機関、地域の情報拠点、地域社会の担い手を育成する生涯学習の拠点としての役割を果たす施設として、所蔵図書の実質的な充実や施設整備、職員の資質向上を図るなど、運営の充実に取り組みます。
- 事業共催等、大学図書館との連携強化を図り、市民の利便性の向上と情報提供範囲の拡大に取り組みます。
- 電子書籍等の充実や広報紙・ウェブサイト・SNS等による普及啓発に努め、「はびきの電子図書館」の利用促進に取り組みます。
- 4ヶ月児検診において赤ちゃんに絵本をプレゼントするとともに保護者が家庭において読み聞かせの方法や読書の大切さを学ぶ機会を設ける「ブックスタート事業」に取り組み、子どもが幼少期から読書に親しむ習慣づくりを推進します。

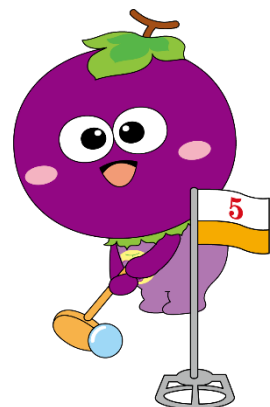


### ③スポーツ・レクリエーションの推進、環境の充実

- 市民総合体育大会や各種スポーツ大会等、市民が幅広く参加できるスポーツ大会を開催し、市民の健康・体力づくりと親睦・交流を促進するとともに、競技スポーツの普及発展とアマチュアスポーツ精神の高揚を図ります。
- 生涯スポーツの場を提供し、市民の健康の保持増進および相互交流の促進を図るため、「個別施設計画」に基づいた補修や設備等の更新を行い、体育施設の適正な管理・運営を推進します。
- スポーツ推進委員や各種関係団体との連携を強化し、市民のスポーツ活動の促進に向けたイベント等、取り組み内容の充実を図ります。
- 日常的なスポーツの場を提供している学校施設開放事業について、施設の管理方法や使用申請方法等の仕組みの改善に取り組み、より円滑な事業推進を図ります。

### ④文化・芸術の振興

- 子どもから大人まで広く市民が文化・芸術活動を発表・鑑賞できる場を提供し、多くの市民が文化活動に興味・関心を持ってもらえるよう取り組みを進め、市民文化の振興を図ります。





## 施策(15) 社会の持続可能な発展を支える人材育成

### 【現状と課題】

#### （社会教育の振興）

○社会教育委員による社会教育委員会議の開催や社会教育研究会等への参加、大阪府および南河内地区教育振興協議会への参加等により、行政と地域住民との連携・協働のもと社会教育を推進しています。社会教育に対する幅広い知識・教養をもった人材の育成に向けた研修会等の開催が求められています。

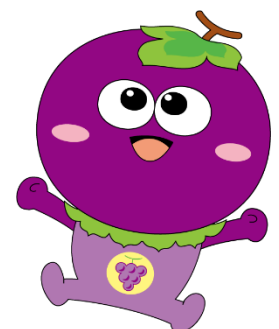
### 具体的取り組み

#### ①地域づくりの人材育成

- 地域住民の意向を反映した社会教育行政の振興を図るため、幅広い知識と教養を備えた人材を育成し、行政と地域住民との密接な連携・協働のもとに社会教育が進められるよう取り組みます。

#### ②活躍の場づくり

- 生涯学習や様々な研修・研究を通じて、社会教育に対する幅広い知識・教養をもった人材が、その力を地域社会に還元できる機会・場を創出し、社会の持続可能な発展につなげます。

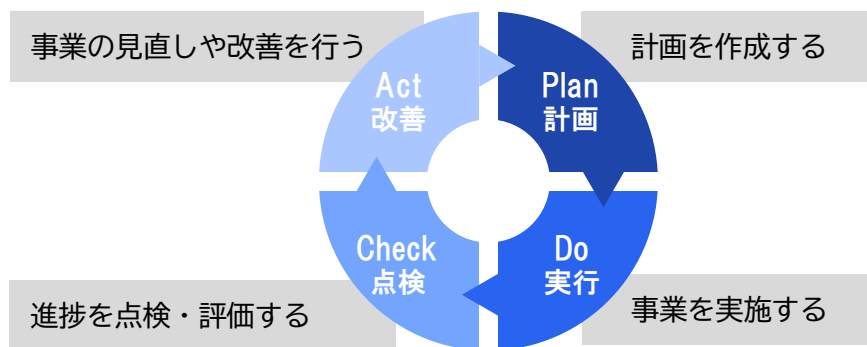


## 第4章 計画の推進

### 1 進行管理と公表について

本計画を着実に推進するために、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）のサイクルに基づき効果的・効率的に進行管理を行います。

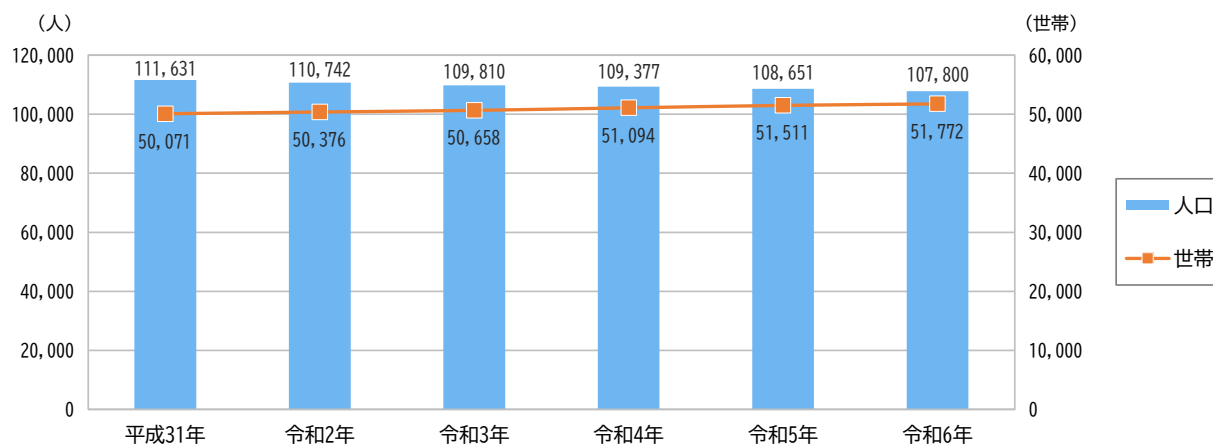
本計画における具体的な事業の成果や進捗状況は、「地方教育行政の組織および運営に関する法律」に基づき、教育委員会が実施する点検・評価により把握し、事業の改善やより効果的な事業推進に反映します。また、点検・評価は、毎年度「羽曳野市教育委員会点検・評価報告書」としてとりまとめ、市のホームページ等で公表します。



## 參考資料

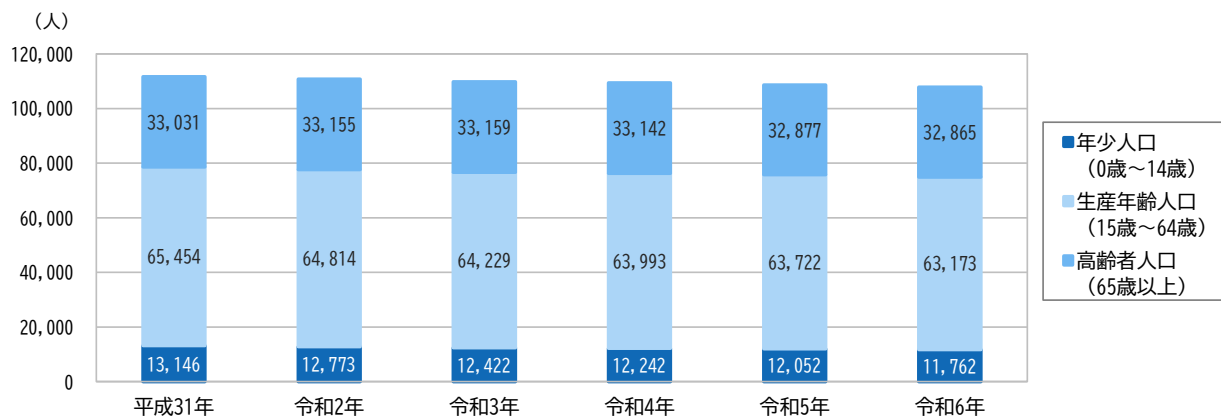
## 1 人口等

人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各3月末）

年齢3区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各3月末）

## 2 就学前教育・保育施設、学校教育施設

### (1) 保育園・幼稚園・認定こども園

単位：人

| 施設区分            | 施設名         | 定員  |
|-----------------|-------------|-----|
| 保育園             | 下開保育園       | 100 |
|                 | 軽里保育園       |     |
|                 | はびきの保育園     |     |
|                 | 高鷲保育園       | 150 |
|                 | あおぞら保育園（※）  | 120 |
|                 | ベビーハウス社協    | 120 |
|                 | 誉田保育園（※）    | 130 |
|                 | 郡戸保育園（※）    | 135 |
|                 | くるみ共同保育園    | 45  |
| 幼稚園             | 古市幼稚園       | 60  |
|                 | 古市南幼稚園      | 60  |
|                 | 埴生幼稚園       | 60  |
|                 | 埴生南幼稚園      | 95  |
|                 | 西浦幼稚園       | 90  |
|                 | 高鷲南幼稚園      | 90  |
|                 | 羽曳が丘幼稚園     | 126 |
|                 | 駒ヶ谷幼稚園      | 60  |
|                 | 白鳩羽曳野幼稚園（※） | 500 |
| 幼保連携型<br>認定こども園 | こども未来館たかわし  | 160 |
|                 | 向野こども園      | 340 |
|                 | 高屋保育学園      | 150 |
|                 | さかとがはらこども園  | 195 |
|                 | 明の守こども園     | 175 |
|                 | 四天王寺悲田院こども園 | 175 |

（令和7年3月1日現在）

○下開保育園、古市幼稚園、駒ヶ谷幼稚園、古市南幼稚園

令和8（2026）年4月 羽曳野市の「第3のこども園」として、再編・統合予定

○軽里保育園、西浦幼稚園（令和6年度末に閉園）、西浦東幼稚園（令和3年度末に閉園）、白鳥幼稚園（令和4年度末に閉園）

令和10（2028）年4月 羽曳野市の「第4のこども園」として再編・統合（民営化等検討）予定

※令和7（2025）年4月1日に「あおぞら保育園」「誉田保育園」「郡戸保育園」は「幼保連携型認定こども園」に、「白鳩羽曳野幼稚園」は「幼稚園型認定こども園」に移行予定



## (2) 小学校・中学校・義務教育学校

単位：人

| 施設<br>区分   | 施設名              | 児童数 |     |     |     |     |     |       |
|------------|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|            |                  | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 全学年   |
| 小学校        | 古市小学校            | 66  | 58  | 51  | 72  | 67  | 73  | 387   |
|            | 駒ヶ谷小学校           | 20  | 10  | 15  | 19  | 15  | 15  | 94    |
|            | 西浦小学校            | 55  | 54  | 61  | 62  | 67  | 73  | 372   |
|            | 高鷲小学校            | 44  | 51  | 60  | 43  | 55  | 52  | 305   |
|            | 丹比小学校            | 59  | 63  | 52  | 61  | 58  | 48  | 341   |
|            | 羽曳が丘小学校          | 103 | 125 | 107 | 128 | 122 | 135 | 720   |
|            | 白鳥小学校            | 38  | 38  | 50  | 34  | 37  | 49  | 246   |
|            | 高鷲南小学校           | 78  | 87  | 94  | 66  | 73  | 83  | 481   |
|            | 古市南小学校           | 52  | 39  | 48  | 47  | 47  | 32  | 265   |
|            | 恵我之荘小学校          | 50  | 56  | 49  | 70  | 64  | 56  | 345   |
|            | 埴生南小学校           | 87  | 77  | 76  | 82  | 89  | 85  | 496   |
|            | 高鷲北小学校           | 42  | 32  | 54  | 40  | 43  | 55  | 266   |
|            | 西浦東小学校           | 21  | 24  | 19  | 24  | 18  | 25  | 131   |
| 義務教育<br>学校 | はびきの埴生学園<br>(前期) | 63  | 41  | 61  | 62  | 46  | 54  | 327   |
| 合 計        |                  | 778 | 755 | 797 | 810 | 801 | 835 | 4,776 |

資料：羽曳野市教育委員会（令和6年5月1日現在）

単位：人

| 施設<br>区分   | 施設名              | 生徒数 |     |     |       |
|------------|------------------|-----|-----|-----|-------|
|            |                  | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 全学年   |
| 中学校        | 誉田中学校            | 114 | 121 | 104 | 339   |
|            | 高鷲中学校            | 107 | 95  | 103 | 305   |
|            | 峰塚中学校            | 287 | 228 | 293 | 808   |
|            | 高鷲南中学校           | 128 | 141 | 137 | 406   |
|            | 河原城中学校           | 149 | 160 | 121 | 430   |
| 義務教育<br>学校 | はびきの埴生学園<br>(後期) | 53  | 46  | 56  | 155   |
| 合 計        |                  | 838 | 791 | 814 | 2,443 |

資料：羽曳野市教育委員会（令和6年5月1日現在）

### 3 教育支援・地域連携の状況

#### (1) 教育支援状況

|                         | 令和2年    | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 教育相談を受けた人数              | 221 人   | 141 人   | 126 人   | 297 人   |
| 進路相談件数                  | 26 件    | 26 件    | 22 件    | 24 件    |
| 適応児童教室の登録者数             | 27 人    | 30 人    | 40 人    | 58 人    |
| 支援教育支援員の活動実績            | 3,077 回 | 3,936 回 | 3,283 回 | 3,853 回 |
| ほっとスクール支援員の<br>学校への派遣回数 | 444 回   | 515 回   | 657 回   | 536 回   |
| スクールソーシャルワーカー活動日数       | 72 日    | 205 日   | 210 日   | 230 日   |

資料：担当課調べ

#### (2) 地域連携の状況

|                      | 令和2年 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------|------|-------|-------|-------|
| スクールガードリーダー<br>の派遣日数 | 100  | 100   | 86    | 75    |
| 教育講演会や地域清掃活動等の開催校区数  | 6    | 6     | 6     | 6     |

資料：担当課調べ

## 4 生涯学習・スポーツの状況

### (1) 文化施設等

|   |                              |
|---|------------------------------|
| 1 | エコプラザはにふ（羽曳野市緑と市民の協同ふれあいプラザ） |
| 2 | ギャラリーはびきの                    |
| 3 | L I C はびきの（羽曳野市立生活文化情報センター）  |
| 4 | 羽曳野市 市民会館                    |
| 5 | 羽曳が丘コミュニティセンター（MOMOプラザ）      |
| 6 | 東部コミュニティセンター（石川プラザ）          |
| 7 | 丹比コミュニティセンター（丹比コミュニティセンター）   |
| 8 | はびきの庵 円想                     |

### (2) 社会教育施設

|   |           |
|---|-----------|
| 1 | 陵南の森公民館   |
| 2 | 青少年センター   |
| 3 | 青少年児童センター |
| 4 | ふれ愛キャンプ場  |
| 5 | 翠鳥園遺跡公園   |

### (3) 図書館

|   |                    |
|---|--------------------|
| 1 | 中央図書館              |
| 2 | 陵南の森図書館            |
| 3 | 羽曳が丘図書館            |
| 4 | 丹比図書館              |
| 5 | 東部図書館              |
| 6 | 古市図書館              |
| 7 | ブックステーションはびきのコロセアム |

陵南の森公民館の利用状況

|                 | 令和2年     | 令和3年度    | 令和4年度    | 令和5年度    |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|
| グループ（団体）の施設使用人数 | 19,002 人 | 17,297 人 | 19,795 人 | 26,980 人 |
| 市民生涯学習講座の受講者数   | 464 人    | 331 人    | 356 人    | 454 人    |

資料：担当課調べ

はびきの市民大学開校講座の受講者数（定期講座のみ）

| 令和2年  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 252 人 | 467 人 | 630 人 | 640 人 |

資料：担当課調べ

(4) スポーツ施設

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 1  | 羽曳野市立総合スポーツセンター（はびきのコロセアム） |
| 2  | 羽曳野市立市民体育館                 |
| 3  | 羽曳野市立市民体育館屋外テニスコート         |
| 4  | 羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート             |
| 5  | 羽曳野市立羽曳が丘西北公園テニスコート        |
| 6  | 羽曳野市立茶山テニスコート              |
| 7  | 羽曳野市立石川スポーツ公園              |
| 8  | 羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園          |
| 9  | 羽曳野市立中央スポーツ公園              |
| 10 | 市民プール（羽曳野市立中央スポーツ公園内）      |
| 11 | 羽曳野市立陵南の森運動広場              |
| 12 | 健康ふれあいの郷 グラウンド・ゴルフ場        |

スポーツ活動の状況

|                                            | 令和2年    | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度     |
|--------------------------------------------|---------|---------|---------|-----------|
| 市民総合体育大会の参加数                               | 1,314 人 | 1,644 人 | 2,546 人 | 2,196 人   |
| 市民体育祭、市民マラソン大会、少年サッカー大会、グラウンドゴルフ大会等の参加延べ人数 | 816 人   | 725 人   | 8,977 人 | 2,458 人   |
| 学校体育施設を利用した延べ人数                            | 154,104 | 99,811  | 158,831 | 154,401 人 |

資料：担当課調べ

## 5 文化財保護

|                        | 令和2年     | 令和3年度   | 令和4年度     | 令和5年度     |
|------------------------|----------|---------|-----------|-----------|
| もずふる応援隊の団体隊員数（羽曳野市受付分） | 197 団体   | 198 団体  | 198 団体    | 198 団体    |
| 「百舌鳥・古市古墳群」講演会の開催回数    | 12 回     | 10 回    | 22 回      | 18 回      |
| 古墳 DE るるるイベントの参加者数     | —        | 1,200 人 | 700 人     | 1,500 人   |
| 史跡等指定面積                | 99,223 ㎡ | 1,731 ㎡ | 104,855 ㎡ | 104,855 ㎡ |
| 文化財に関する講座や授業の受講者数      | 300 人    | 300 人   | 450 人     | 330 人     |

資料：担当課調べ



## 用語解説

### 【英字】

|       |                                                                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A L T | 「Assistant Language Teacher」の略で、日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもに伝える英語を母語とする外国人のこと。                                           |
| D X   | 「Digital Transformation」の略で、デジタル技術を活用して業務プロセスを根本から革新する取り組みのこと。                                                   |
| I C T | 「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術。情報処理および情報通信で、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術、産業、設備、サービス等の総称のこと。 |

### 【ア行】

|          |                                                                                                                                          |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ウェルビーイング | 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む概念。 |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 【カ行】

|             |                                                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| キャリア教育      | 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。                           |
| 義務教育学校      | 平成 28（2016）年に新設された学校教育制度で、小学校、中学校の課程に相当する課程を併せ持ち、義務教育として行われる普通教育を一貫して施す 9 年制の学校のこと。 |
| ケース会議       | 支援を必要とする生徒や児童に対して、教職員や保護者、関係機関がチームとなって支援方針や取り組みを検討する会議のこと。                          |
| コミュニティ・スクール | 「学校運営協議会」を設置した学校園のこと。学校運営協議会では、保護者や地域住民が、学校園の運営や取り組みに参画し、より良い教育の実現に取り組むことができる。      |

### 【サ行】

|                    |                                                                                                 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食育                 | 生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、様々な経験を通じて、食に関する知識と、バランスの良い食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。 |
| 情報モラル              | 情報を扱う上で求められる道徳。特に、インターネット等を通じて社会や他者と情報をやり取りするにあたり、危険を回避し責任ある行動ができるようになるために身に付けるべき基本的な態度や考え方のこと。 |
| 情報リテラシー            | 様々な情報の中から正しい情報や必要な情報を選び取る能力、また、情報を正しく読み解き、発信できる能力のこと。                                           |
| スクールカウンセラー         | 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士のこと。                                                      |
| スクールガードリーダー        | 学校や通学路における子どもの安全確保を図るために、市教育委員会から委嘱された防犯の専門家のこと。                                                |
| スクールコーディネーター       | 学校と地域と家庭が連携して、児童・生徒の学習活動を支援できるようにコーディネートする人材のこと。                                                |
| スクールソーシャルワーカー（SSW） | 子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のこと。                                   |
| スクールロイヤー           | 子ども間のトラブル、いじめ、虐待、保護者からの過剰な要求、事故等、学校で発生した様々な問題を法的に解決する弁護士のこと。                                    |
| ゼロトラスト             | 「すべての通信を信頼しない」ことを前提として脅威を防ぐという、セキュリティ対策の考え方のこと。                                                 |

【タ行】

|       |                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------|
| 地産地消  | 「地域生産・地域消費」の略で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農作物や水産物）をその地域で消費すること。 |
| チーム学校 | 教員と心理・福祉等の専門スタッフが連携して学校運営や課題の解消に取り組む体制を整備した学校のこと。        |

【ナ行】

|        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 認定こども園 | 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設のこと。 |
|--------|---------------------------------------|

【ハ行】

|            |                                                                             |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 複線型の授業     | 教職員がテーマを提示した上で、生徒が自分で考えをまとめたり、調べたり、他の生徒と協働したりするなど、様々な学びのスタイルが同時に展開される授業のこと。 |
| 放課後等デイサービス | 就学中の障害児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う取り組みのこと。   |

【ヤ行】

|            |                                                                   |
|------------|-------------------------------------------------------------------|
| 幼児教育アドバイザー | 幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼児教育施設を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う人材のこと。 |
|------------|-------------------------------------------------------------------|

【ラ行】

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| レファレンスサービス | 図書館の司書が、利用者の調べものや資料探しをサポートするサービスのこと。 |
|------------|--------------------------------------|

羽曳野市教育振興基本計画

令和7（2025）年3月

発行 羽曳野市教育委員会  
〒583-8585  
羽曳野市誉田4丁目1番1号  
TEL 072-958-1111（代表）





Habikino City